【**訪問型サービスの同一建物減算について】**

令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護における同一建物減算に新たな区分（12％減算）が新設されました。

指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）の提供総数のうち、同一敷地内建物等の居住者へのサービス提供を占める割合が**90％を超えた場合は、届出が必要になります。**  
なお、正当な理由がある場合はその限りではありません。  
※**指定訪問介護は千葉県へ、市で介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）の指定を受けている場合は市にもご提出ください。**

**減算の内容・算定要件**

| **減算の内容** | **算定要件** |
| --- | --- |
| 1.10％減算 | 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（2.および4.を除く） |
| 2.15％減算 | 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 |
| 3.10％減算 | 上記1.以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） |
| **4.12％減算 （令和6年度新設）** | 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した指定相当訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（2.に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 |

**判定期間**

**令和6年度**

| **判定期間** | **減算適用期間** | **提出期限（閉庁日の場合は翌開庁日）** |
| --- | --- | --- |
| 前期　　4月1日から9月30日 | 11月1日から3月31日 | 10月15日 |
| 後期　10月1日から2月28日 | 4月1日から9月30日 | 3月15日 |

令和7年度以降

| **判定期間** | **減算適用期間** | **提出期限（閉庁日の場合は翌開庁日）** |
| --- | --- | --- |
| 前期　3月1日から8月31日 | 10月1日から3月31日 | 9月15日 |
| 後期　9月1日から2月 末日 | 4月1日から9月30日 | 3月15日 |

**判定方法**

**事業所ごとに、次の計算式により計算し、90％以上である場合に減算**

**（**当該事業所における判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員）**）**÷**（**当該事業所における判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者数（利用実人員）**）**×100

※指定相当訪問型サービスについての減算の有無を算定する場合、要介護者の人数は含めません。（15％減算に該当する場合を除く）

**正当な理由について**

訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）で計算した結果、90％を超えた場合でも、下記のような正当な理由がある場合、正当な理由を示す書類をご提出ください。

・特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合

・判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合

・その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

※訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）で計算した結果90％以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所で2年間保存してください。